



消防設備点検を実施されていますか？

近年の福知山花火大会火災や新宿雑居ビル火災のような多くの死傷者を伴う事件を受け、各自治体において防火に対する基準や責任者への義務付け等が厳しくなる傾向にあります。

消防設備(消火器・誘導灯・非常灯など)の設置は、様々な基準により義務化されております。

例えば **延床面積が150㎡以上のもの**

3階以上の階で床面積が50㎡以上のもの

はその義務を課されています(消防法17条の3の3 消防施行令第10条より)。

そして消防設備を有する建物は、「半年に1度の設備点検、3年に1度の消防署への点検報告」の義務も課せられます。たとえ上記設置基準外の建物であっても消火器1本でも設置があれば、前述の点検・報告義務が課せられます。

弊社が斡旋や管理をさせて戴いております物件は、そのほとんどに消防設備を有しています。万が一、火災発生により死傷者がでた場合、点検・報告をしてなかったという事になると、冒頭のように所有者責任が問われてきます。

オーナー様におかれましては、今一度実施状況をご確認戴きますとともに、消防設備点検・報告の実施をお願い致します。

もちろん弊社にて手配も可能ですので、お気軽に下記までお申し付け下さい。

マンション・アパート・テナント



お問合せ先 TEL: 0800-100-3215 担当: 櫻井